

## 馬場校下各種団体連絡協議会 会則

### 改訂案

#### 【組織（会員）】

第3条 本会は次の団体の代表者を以って会員とし組織する。

**本会は次の団体を以って会員とし組織する。**

馬場校下町会連合会	馬場地区青少年健全育成推進協議会
馬場公民館	小将町中学校 P T A
馬場校下社会福祉協議会	金沢東交通安全協会馬場支部
馬場地区民生委員・児童委員協議会	金沢東街頭交通安全推進隊馬場支隊
馬場校下保護司会	馬場校下第一長寿会
馬場校下婦人会	馬場校下第二長寿会
馬場子ども会連合会	馬場校下寿会
馬場防犯委員会	馬場赤十字奉仕団
馬場自主防災会	馬場校下健康を守る市民の会
金沢第二消防団馬場分団	北地区 馬場校下更生保護女性会
金沢市立馬場小学校	馬場児童館
馬場小学校 P T A	

#### 【事業】

第8条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 定期連絡会 5月及び10月に行う。  
**定期連絡会 年度当初に行う。**
- 臨時連絡会 必要に応じて隨時行う。
- その他必要な事業。

#### 【総会】

第9条 5月に行う定期連絡会を以って総会とし、役員の選任、会務・会計の報告、会則の変更その他の重要事項を審議する。

但し、会員の半数以上の出席を必要とし、過半数の賛成を得て決する。

**年度当初に行う定期連絡会を以って総会とし、役員の選任、会務・会計の報告、会則の変更その他の重要事項を審議する。**

代表者の出席を原則とするが、代わりの者の出席を以って充てることを認める。

会員の半数以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成を得て議決する。